

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月25日

【会社名】 株式会社 吉野家ホールディングス

【英訳名】 YOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河村 泰貴

【本店の所在の場所】 東京都北区赤羽南一丁目20番1号

【電話番号】 03(4332)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 グループ企画室長 松尾 俊幸

【最寄りの連絡場所】 東京都北区赤羽南一丁目20番1号

【電話番号】 03(4332)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 グループ企画室長 松尾 俊幸

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 一般募集              | 15,175,089,000円 |
| オーバーアロットメントによる売出し | 2,323,344,000円  |

(注)1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年7月18日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。  
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年7月18日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

| 種類   | 発行数         | 内容                                    |
|------|-------------|---------------------------------------|
| 普通株式 | 10,900,000株 | 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式<br>単元株式数 100株 |

- (注) 1 平成26年7月25日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成26年7月25日(金)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数です。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘です。
- 3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社(以下「野村証券」という。))が当社株主から1,600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集とは別に、平成26年7月25日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,600,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

平成26年8月4日(月)から平成26年8月7日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1) 【募集の方法】

| 区分          | 発行数         | 発行価額の総額(円)     | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|-------------|----------------|-------------|
| 株主割当        | -           | -              | -           |
| その他の者に対する割当 | -           | -              | -           |
| 一般募集        | 10,900,000株 | 15,175,089,000 | -           |
| 計(総発行株式)    | 10,900,000株 | 15,175,089,000 | -           |

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額です。
- 3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額は、平成26年7月18日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。

## (2) 【募集の条件】

| 発行価格(円)  | 発行価額<br>(円)  | 資本組入額<br>(円) | 申込株<br>数単位 | 申込期間                                      | 申込証拠金<br>(円)    | 払込期日                  |
|--|--------------|--------------|------------|---|-----------------|-----------------------|
| 未定<br>(注)1、2<br>発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格端(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。 | 未定<br>(注)1、2 |              | 100株       | 自 平成26年8月8日(金)<br>至 平成26年8月11日(月)<br>(注)4 | 1株につき発行価格と同一の金額 | 平成26年8月14日(木)<br>(注)4 |

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年8月4日(月)から平成26年8月7日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト( [URL] <http://www.yoshinoya-holdings.com/index.html> ) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価額(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定です。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年8月1日(金)から平成26年8月7日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年8月4日(月)から平成26年8月7日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年8月4日(月)の場合、申込期間は「自 平成26年8月5日(火) 至 平成26年8月6日(水)」、払込期日は「平成26年8月11日(月)」

発行価格等決定日が平成26年8月5日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年8月6日(水) 至 平成26年8月7日(木)」、払込期日は「平成26年8月12日(火)」

発行価格等決定日が平成26年8月6日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年8月7日(木) 至 平成26年8月8日(金)」、払込期日は「平成26年8月13日(水)」

発行価格等決定日が平成26年8月7日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。

## 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日です。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年8月4日(月)の場合、受渡期日は「平成26年8月12日(火)」

発行価格等決定日が平成26年8月5日(火)の場合、受渡期日は「平成26年8月13日(水)」

発行価格等決定日が平成26年8月6日(水)の場合、受渡期日は「平成26年8月14日(木)」

発行価格等決定日が平成26年8月7日(木)の場合、受渡期日は「平成26年8月15日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

## (4) 【払込取扱場所】

| 店名                 | 所在地               |
|--------------------|-------------------|
| 株式会社みずほ銀行 新宿中央支店   | 東京都新宿区新宿三丁目4番1号   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿支店 | 東京都新宿区新宿三丁目30番18号 |
| 株式会社三井住友銀行 新宿西口支店  | 東京都新宿区西新宿一丁目7番1号  |

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称            | 住所                | 引受株式数       | 引受けの条件   |
|-----------------------|-------------------|-------------|--|
| 野村證券株式会社              | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  | 7,630,000株  | 1 買取引受けによります。<br>2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。<br>3 引受手数料は支払われません。<br>ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 |
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 872,000株    |  |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 872,000株    |  |
| SMB C日興証券株式会社         | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 872,000株    |  |
| 大和証券株式会社              | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 654,000株    |  |
| 計                     | -                 | 10,900,000株 | -  |

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)     | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)     |
|----------------|--------------|----------------|
| 15,175,089,000 | 15,489,000   | 15,159,600,000 |

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額です。
- 2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものです。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年7月18日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。

##### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額15,159,600,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限2,225,030,000円と合わせ、手取概算額合計上限17,384,630,000円について、平成27年2月までに当社グループの国内及び海外の子会社への投融資資金9,000百万円に充当し、残額は、平成28年2月までに金融機関からの借入金の返済資金の一部に充当する予定です。

また、上記投融資資金は、国内及び海外の子会社における店舗の新設、女性・ファミリー層の利便性の向上を目的とした店舗レイアウトの変更やドライブスルー設置などを含む改修、並びにお客様へのサービスと業務生産性を向上するためのストアコンピュータ更新を含むシステム投資等の設備投資資金に充当する予定です。その他に、中国における新たな進出先である武漢地区への新規出店のための子会社設立資金等にも充当する予定です。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書(第57期)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画(1) 新設及び(2) 改修等」に記載された当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成26年7月25日)現在(ただし、既支払額については平成26年5月31日現在)、以下のとおりとなっております。資金調達方法欄は、今回の自己株式処分資金を含めて記載しております。

## (1) 新設

| 会社名                  | 所在地            | セグメントの名称 | 設備の内容 | 投資予定金額  |           | 資金調達方法               | 着工及び完了予定           |                     | 完成後の増加能力(席) |
|----------------------|----------------|----------|-------|---------|-----------|----------------------|--------------------|---------------------|-------------|
|                      |                |          |       | 総額(百万円) | 既支払額(百万円) |                      | 着工年月               | 完成予定年月              |             |
| (株)吉野家資産管理サービス       | 京都府京都市右京区他25店舗 | 国内吉野家    | 営業用設備 | 1,716   | 50        | 自己資金及び自己株式処分資金       | H25年12月～<br>H27年1月 | H26年3月～<br>H27年2月   | 1,050       |
| (株)中日本吉野家            | 愛知県名古屋市中区他9店舗  | 国内吉野家    | 営業用設備 | 375     | 59        | 自己資金及び自己株式処分資金       | H26年2月～<br>H26年12月 | H26年3月～<br>H27年1月   | 270         |
| (株)北日本吉野家            | 茨城県水戸市他9店舗     | 国内吉野家    | 営業用設備 | 441     | 50        | 自己資金及び自己株式処分資金       | H26年2月～<br>H27年1月  | H26年3月～<br>H27年2月   | 270         |
| 福建吉野家快餐有限公司          | 福州・廈門6店舗       | 海外吉野家    | 営業用設備 | 113     |           | 借入金及び自己株式処分資金        | H26年3月～<br>H26年9月  | H26年4月～<br>H26年10月  | 520         |
| (株)京樽                | 東京都江東区他15店舗    | 京樽       | 営業用設備 | 547     | 47        | 自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金 | H26年2月～<br>H26年12月 | H26年3月～<br>H26年12月  | 420         |
| (株)どん                | 茨城県水戸市他12店舗    | どん       | 営業用設備 | 545     | 68        | 自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金 | H26年2月～<br>H27年2月  | H26年3月～<br>H27年2月   | 1,150       |
| (株)はなまる              | 千葉県流山市他38店舗    | はなまる     | 営業用設備 | 1,349   | 189       | 自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金 | H26年2月～<br>H27年1月  | H26年3月～<br>H27年2月   | 480         |
| (株)グリーンプラネット         | 東京都板橋区他30店舗    | その他      | 営業用設備 | 707     |           | 自己資金及びリース並びに自己株式処分資金 | H26年3月～<br>H26年12月 | H26年4月～<br>H27年1月   | 615         |
| (株)吉野家インターナショナル      | 武漢7店舗          | 海外吉野家    | 営業用設備 | 200     |           | 自己株式処分資金             | H26年10月～<br>H27年9月 | H26年12月～<br>H27年11月 | 300         |
| 吉野家インターナショナル(上海)有限公司 | 青島12店舗         | 海外吉野家    | 営業用設備 | 250     |           | 自己資金及び自己株式処分資金       | H26年6月～<br>H27年9月  | H26年8月～<br>H27年11月  | 600         |

## (2) 改修等

| 会社名            | 所在地          | セグメントの名称 | 設備の内容  | 投資予定金額  |           | 資金調達方法               | 着工及び完了予定           |                    | 完成後の増加能力(席) |
|----------------|--------------|----------|--------|---------|-----------|----------------------|--------------------|--------------------|-------------|
|                |              |          |        | 総額(百万円) | 既支払額(百万円) |                      | 着工年月               | 完成予定年月             |             |
| (株)吉野家資産管理サービス | 埼玉県越谷市他153店舗 | 国内吉野家    | 営業用設備  | 1,386   | 393       | 自己資金及び自己株式処分資金       | H26年3月～<br>H27年2月  | H26年3月～<br>H27年2月  |             |
|                | 東京都北区他       | 国内吉野家    | その他の設備 | 965     | 2         | 自己資金及び自己株式処分資金       | H26年2月～<br>H27年2月  | H26年3月～<br>H27年2月  |             |
| (株)中日本吉野家      | 岐阜県岐阜市他30店舗  | 国内吉野家    | 営業用設備  | 325     | 79        | 自己資金及び自己株式処分資金       | H26年3月～<br>H26年9月  | H26年3月～<br>H26年9月  |             |
| (株)北日本吉野家      | 宮城県大崎市他31店舗  | 国内吉野家    | 営業用設備  | 276     | 61        | 自己資金及び自己株式処分資金       | H26年2月～<br>H27年1月  | H26年3月～<br>H27年1月  |             |
| (株)京樽          | 千葉県成田市他27店舗  | 京樽       | 営業用設備  | 121     | 17        | 自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金 | H26年3月～<br>H26年11月 | H26年3月～<br>H26年11月 |             |
| (株)どん          | 埼玉県川口市他91店舗  | どん       | 営業用設備  | 684     | 269       | 自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金 | H26年3月～<br>H26年9月  | H26年3月～<br>H26年9月  |             |
| (株)はなまる        | 東京都港区他47店舗   | はなまる     | 営業用設備  | 630     | 46        | 自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金 | H26年3月～<br>H27年2月  | H26年3月～<br>H27年2月  |             |

- (注) 1 第58期(平成27年2月期)より(旧)㈱吉野家は㈱吉野家資産管理サービス、㈱ピーターパンコモコは㈱グリーンズプラネットに商号変更をしており、㈱吉野家準備会社が(旧)㈱吉野家より事業を承継した上で、(現)㈱吉野家に商号変更しております。
- 2 ㈱九州吉野家及び㈱四国吉野家は事業部分を㈱西日本吉野家に吸収分割すると共に資産は㈱吉野家資産管理サービスに吸収合併しております。
- 3 上記2より、㈱吉野家資産管理サービスの改装投資には(旧)㈱吉野家の改装投資と㈱九州吉野家の改装投資を合算の上記載しております。
- 4 新設における㈱吉野家インターナショナルでの武漢への新規出店は、当該地区に子会社を設立した上で行うことを予定しており、平成26年9月を目処に子会社設立資金として、上記の新規出店投資を含む総額300百万円を充当することを予定しております。
- 5 改修等における㈱吉野家資産管理サービスのその他の設備の主たるものは、ストアコンピュータ更新を含むシステム投資を予定しております。

現在、当社グループは「食」のグローバルブランドを目指しており、国内事業においては各ブランドそれぞれの強みを発揮しシェアの更なる向上を図るとともに、海外事業においては「アジア地区でのシェア拡大」、アジアを中心とした出店、特に中国の新たなエリアへの進出に注力し、海外の利益貢献度を上げ、企業価値向上へつなげていくことを目指しております。

今回の資金調達は、上述のとおり、国内及び海外の子会社における店舗の新設・改修・システム投資等の設備投資資金及び子会社設立資金等並びに借入金返済資金に充当することで、当社グループの国内外における各ブランドの更なる競争力の強化を図り、当社グループが今後注力していく海外の出店戦略として、現在進めているアジアの現地企業への投資等へ向けた財務基盤の強化を図ることを目的として実施いたします。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類   | 売出数        | 売出価額の総額(円)    | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称      |
|------|------------|---------------|------------------------------|
| 普通株式 | 1,600,000株 | 2,323,344,000 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号<br>野村證券株式会社 |

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から1,600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.yoshinoya-holdings.com/index.html>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成26年7月18日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。

### 2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 売出価格(円)     | 申込期間                                       | 申込単位 | 申込証拠金(円)                | 申込受付場所                     | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|-------------|--|------|-------------------------|----------------------------|----------------|----------|
| 未定<br>(注) 1 | 自 平成26年8月8日(金)<br>至 平成26年8月11日(月)<br>(注) 1 | 100株 | 1株につき<br>売出価格と<br>同一の金額 | 野村證券株式会<br>社の本店及び全<br>国各支店 | -              | -        |

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成26年8月15日(金) ( )です。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から1,600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,600,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年7月25日(金)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,600,000株の第三者割当による自己株式の処分(本件第三者割当)を、平成26年8月26日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年8月19日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 本件第三者割当の内容は以下のとおりです。

|                |   |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,600,000株                         |
| (2) 払込金額の決定方法  | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 割当先        | 野村證券株式会社                                  |
| (4) 申込期間(申込期日) | 平成26年8月25日(月)                             |
| (5) 払込期日       | 平成26年8月26日(火)                             |
| (6) 申込株数単位     | 100株                                      |

### 2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年8月4日(月)の場合、「平成26年8月7日(木)から平成26年8月19日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成26年8月5日(火)の場合、「平成26年8月8日(金)から平成26年8月19日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成26年8月6日(水)の場合、「平成26年8月9日(土)から平成26年8月19日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成26年8月7日(木)の場合、「平成26年8月12日(火)から平成26年8月19日(火)までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日を終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 3 自己株式の消却について

当社は平成26年7月25日(金)開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、平成26年8月28日(木)付で当社普通株式2,300,000株の消却を行うことを決議いたしました。なお、消却後の当社発行済株式総数は、63,940,500株となります。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりです。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(\*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(\*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(\*2)に係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

\*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年7月26日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年8月4日から平成26年8月7日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

\*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

\*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

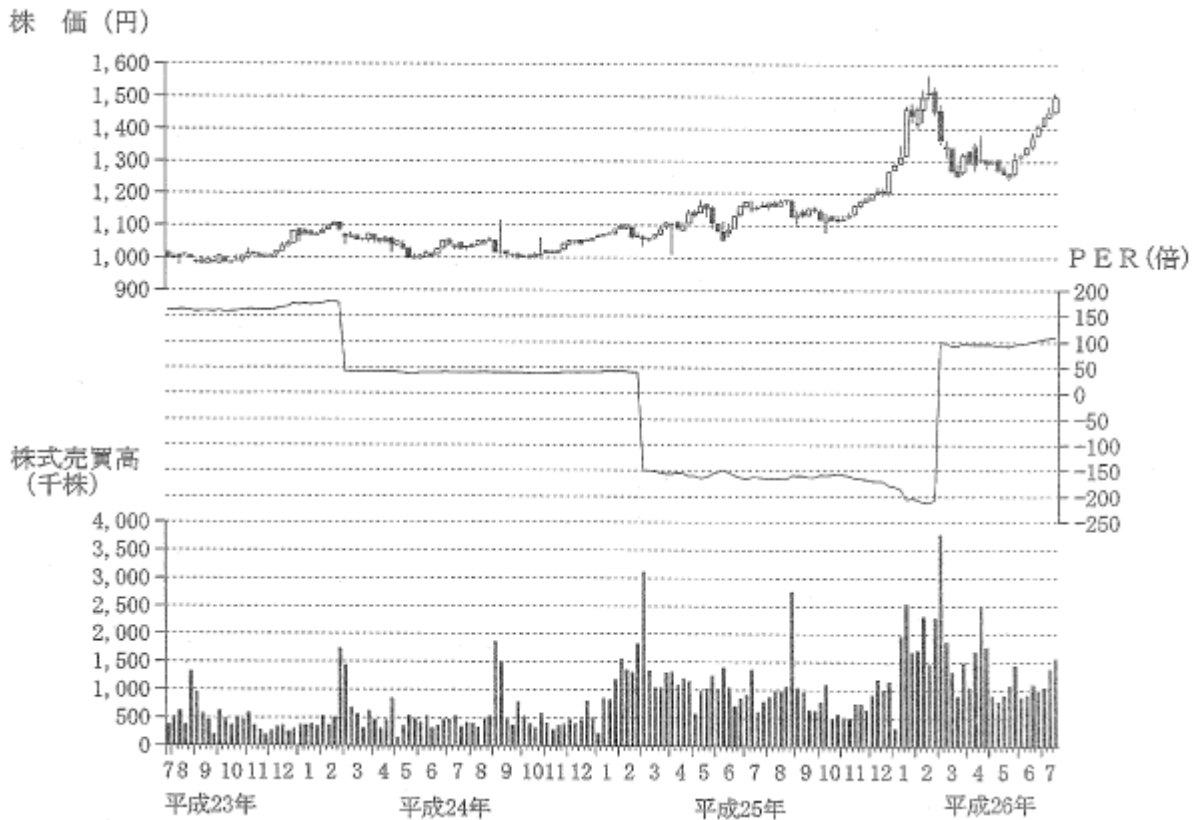
- 2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.yoshinoya-holdings.com/index.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

## 1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成23年7月25日から平成26年7月18日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりです。



(注) 1 当社は平成25年9月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っており、株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

- 2
- ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成25年9月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を100で除して得た数値を株価としております。
  - ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
  - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

・週末の終値については、平成25年9月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を100で除して得た数値を週末の終値としております。

・1株当たり当期純損益は、以下の数値を使用しております。

平成23年7月25日から平成24年2月29日については、平成23年2月期有価証券報告書の平成23年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。

平成24年3月1日から平成25年2月28日については、平成24年2月期有価証券報告書の平成24年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。

平成25年3月1日から平成26年2月28日については、平成25年2月期有価証券報告書の平成25年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を100で除して得た数値を使用。

平成26年3月1日から平成26年7月18日については、平成26年2月期有価証券報告書の平成26年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

(平成25年2月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。)

4 株式売買高については、平成25年9月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に100を乗じて得た数値を株式売買高としております。

## 2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年1月25日から平成26年7月18日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第57期（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）平成26年5月23日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第58期第1四半期（自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日）平成26年7月11日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年7月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月23日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年7月25日）までの間において、変更が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更箇所については\_\_\_\_ ̄で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年7月25日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### [事業等のリスク]

当社グループの経営成績、財務状況および株価等に影響をおよぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は本有価証券届出書提出日（平成26年7月25日）現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 原材料の調達リスクについて

当社グループ各社が使用する食材は多岐にわたるため、新たな原料産地の開拓や分散調達等へのリスクヘッジに継続的に努めてまいりますが、疾病の発生や、天候不順、自然災害の発生等により、必要量の原材料確保が困難な状況が生じたり、市場価格や為替相場の変動により仕入価格が高騰し、売上原価が上昇することにより業績に影響をおよぼす可能性があります。

#### (2) 吉野家事業への依存について

当社グループの連結売上高に占める国内および海外の吉野家売上高の割合は60.2%と高くなっております。単一事業に対する依存から脱却すべく中核事業の育成に注力してまいりますが、引き続き依存する割合は高く、吉野家の業績の如何により、グループ全体の業績に大きな影響を与えることがあります。

#### (3) 競合リスクについて

外食産業全体のマーケット規模が停滞しているなかで、店舗数は依然増加傾向にある上、コンビニエンスストアによる弁当、惣菜類の販売といった他産業からの参入もあり、顧客ニーズは多様化し、主要顧客層にも変動がみられ、競争は一層熾烈化しております。当社グループでは、新業態の開発、商品設計の変更により、引き続き連結会社群の成長、海外への積極的な展開等により、売上高を向上させる取組みを推進してまいりますが、今後、更に競合が熾烈化した場合に、業績に影響をおよぼす可能性があります。

#### (4) 自然災害、パンデミックに関するリスク

大規模な地震、風水害、火災による事故等が発生し、店舗、工場等の施設や情報システムに損害が生じ、営業活動や仕入、物流に支障が生じた場合、あるいはお客様、従業員に人的被害があった場合等、業績に悪影響が及ぶ可能性があります。また強毒性の新型インフルエンザによるパンデミックが発生した場合には、売上高の減少、事業規模の縮小による業績への悪影響がおよぶ可能性があります。

#### (5) 法的規制について

当社グループでは、会社法、金融商品取引法、法人税法等の一般的な法令に加え、食品衛生、店舗設備、労働、環境等店舗の営業に関わる各種法規制や制度の制限を受けております。これらの法的規制が強化された場合または当社グループがかかる法的規制に違反した場合、それに対応するための新たな費用が増加することになるもしくは何らかの処分が課される可能性があり、結果、当社グループの事業及び業績に影響をおよぼす可能性があります。

#### (6) 短時間労働者（パートタイマー）等の雇用について

当社グループでは、多数のパート・アルバイト社員を雇用しており、今後の人口態様の変化により、適正な労働力を確保できない可能性があるほか、各種労働法令の改正等、あるいは厚生年金保険等、パート・アルバイト社員の処遇に関連した法改正が行われた場合、人件費負担が増加する可能性があるため、業績に影響を与える可能性があります。

#### (7) 食品の安全管理について

当社グループでは、安全な食品をお客様に提供するために衛生管理を徹底しておりますが、万一、食中毒等の衛生問題や表示ミス等による商品事故が発生した場合、企業イメージの失墜や損害賠償金の支払い等によって、業績に大きな影響を与えることがあります。

(8) 減損リスクについて

当社グループは平成26年2月期におきまして10億30百万円の減損損失を計上しておりますが、将来的にも地価の動向や子会社の収益状況によって、更なる減損損失が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 店舗賃借物件への依存について

当社グループは、事務所や大部分の店舗の土地建物を賃借しております。賃借期間は賃貸人との合意により更新可能であります。賃貸人側の事情により賃借契約を解約される可能性があります。また、賃貸人に対して平成26年2月期末時点で総額151億42百万円の保証金を差し入れておりますが、このうちの一部が倒産その他の賃貸人に生じた事由により回収できなくなるリスクがあります。

(10) 情報システムリスク

当社グループにおける情報システムは、データの消失に備え、データのバックアップを行い、データの暗号化、アクセス権限の設定、パスワード管理により、機密漏洩の防止に努めておりますが、万一、システムダウンや不正アクセス等が発生した場合には、事業の効率性の低下、社会的信用の失墜により、業績に影響を与える可能性があります。

(11) 個人情報の保護について

当社グループ各社において、お客様、従業員ならびに株主の皆様に関する個人情報につきましては、適正に管理し、個人情報の漏洩防止に努めておりますが、万一、個人情報が漏洩した場合、社会的信用の失墜、損害賠償金の支払い等により、業績に影響を与える可能性があります。

(12) 海外展開におけるカントリーリスクについて

海外子会社の進出国における政情、経済、法規制、ビジネス慣習等の特有なカントリーリスクにより、当社グループの業績に影響をおよぼす可能性があります。また類似商標による権利侵害をされることにより、当社グループのブランドイメージを低下させる場合があります。



### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社 吉野家ホールディングス 本店  
(東京都北区赤羽南一丁目20番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部 【特別情報】

該当事項はありません。